

議案第13号

匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



匝瑳市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年匝瑳市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1その2学校薬剤師の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 5,000円
-----------	-----------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(参考)

匠瑛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

後 改 正	前 改 正														
<p>本則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) その1 略</p> <p>その2</p> <p>法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の委員その他の構成員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="571 1144 842 2101"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>以下 略</p>	区分	報酬	国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略		学校運営協議会委員	年額 5,000円	社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略		<p>本則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) その1 略</p> <p>その2</p> <p>法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の委員その他の構成員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="571 125 842 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>以下 略</p>	区分	報酬	国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略		社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略	
区分	報酬														
国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略															
学校運営協議会委員	年額 5,000円														
社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略															
区分	報酬														
国民健康保険運営協議会委員の項～学 校薬剤師の項 略															
社会教育委員議長長の項～スポーツ推進 委員の項 略															